

## 公の施設使用料減免区分について

奥州市公の施設使用料減免規則（令和2年12月25日規則第39号）より減免区分等を一部抜粋したものです。詳細については、規則全文（下記URL参照）をご覧ください。

【奥州市公の施設使用料減免規則】

[https://www.city.oshu.iwate.jp/section/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r204RG00001684.html](https://www.city.oshu.iwate.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/r204RG00001684.html)

### ■ 施設全般に適用する減免（別表第1）

区分	減免の割合	
	基本使用料	付加使用料
1 奥州市が共催をする事業で使用するとき。	10分の10	10分の10
2 市から委嘱を受けたもので構成する団体が使用するとき（当該団体の活動目的に沿った使用の場合に限る。）。	10分の10	10分の10
3 市から事業の委託を受けたものが当該事業で使用するとき。	10分の10	10分の10
4 指定管理者が自らの管理する施設を使用するとき（施設の管理運営を目的とする場合に限る。）。	10分の10	10分の10
5 市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動で使用するとき。	10分の10	10分の10
6 市内のスポーツ少年団（奥州市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体に限る。）が団体活動で使用するとき。	10分の10	10分の5
7 市内の子ども会その他の少年団体が団体活動で使用するとき。	10分の10	0
8 市民公益活動団体が奥州市協働の提案テーブルで合意した認定事業で使用するとき。	10分の10	0
9 障がい者で構成する団体又は障がい者を支援する団体が団体活動で使用するとき。	10分の10	0
10 市内の公益法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人が公益を目的とした活動で使用するとき。	10分の10	0
11 国又は他の地方公共団体が使用するとき。	10分の5	0
12 市内の高等学校が教育活動で使用するとき。	10分の5	0

13 市内の公共組合、農業協同組合、森林組合又は商工団体が公益を目的とした活動で使用する時。	10分の5	0
14 市内の社会教育団体、生涯学習活動団体、市民活動団体、スポーツ団体、趣味講座団体、サークル団体、同好会等が団体活動で使用する時。	10分の5	0
15 市長が特に公益性を認めるもの	10分の5から10分の10まで	0から10分の10まで

■ 地区センター施設に限定した減免（別表第2）

区分	減免の割合	
	基本使用料	付加使用料
1 地区の運営に関する活動をする団体が当該地区内の地区センター等を団体活動で使用する時。	10分の10	10分の10
2 地区の課題解決に取り組むなど地区の発展に寄与する団体が当該地区内の地区センター等を団体活動で使用する時。	10分の10	0
3 市内の芸術文化団体（奥州市芸術文化協会及び奥州市芸術文化協会の加盟団体に限る。別表第3において同じ。）が団体活動で使用する時。	10分の10	0

■ 社会教育・文化施設に限定した減免（別表第3）

区分	減免の割合	
	基本使用料	付加使用料
市内の芸術文化団体が団体活動で使用する時。	10分の10	0